

農地法施行規則第29条第1号による届出について

(自らが耕作するほかの農地の保全・利用増進のために農道やため池等にする場合や、
200㎡未満の農地を農業用施設にする場合)

農地法施行規則第29条第1号による届出手続きを行う場合は、次の事にご留意ください。

1. 届出に必要な書類等

(1) 届出書……………1件につき1部

(2) 添付書類（届出書と同じ大きさに統一すること。）

ア. 届出土地の全部事項証明（最新のもの）……………1筆につき1通

○法務局で交付、その時に1通600円（登記印紙）が必要。

イ. 更正図の写し……………1部

○届出地および周辺土地の地番と利用状況（地目）を記入すること。

○更正図の縮尺と方位を記入すること。

○届出地を着色等によりわかりやすく示すこと。

ウ. 届出地の位置を明示した住宅明細図と 10,000分の1程度の縮尺の地図の写し

……………1部

○方位を記入すること。

○届出地を着色等によりわかりやすく示すこと。

エ. 施設配置図（利用計画図）……………1部

○建築しようとする建物または施設の配置を示すこと。

○駐車場の場合は駐車区画及び台数を示すこと。

○図面の縮尺および方位を記入すること。

○届出地を着色等によりわかりやすく示すこと。

オ. 建築物を建築する場合は、その各階平面図……………1部

○建物の建築面積および各階の面積を記入すること。

※なお、案件ごとに判断し、場合によっては適宜添付書類を求める事があります。

2. 届出書の記入要領

(1) 「1」欄の記載について

- 「氏名」「住所」は、住民票に記載されている正式なものを記入すること。
「新潟県」は省略しても可。
- 「職業」は、農業の経営主で他に職業を持っている場合は「〇〇業兼農業」と記載すること。経営主以外の農業従事者は、主たる職業を記載すること。

(2) 「2」欄の記載について

- 「土地の表示、地番」は、全部事項証明で確認し、正確に記入すること。
- 「備考」は、所有者と転用者（届出者）が異なる場合は所有者を記入すること。

(3) 欄の記載について

- 「転用目的」は農業用施設と入っているが、施設の詳細を括弧書きで記載すること。

(4) 「4」欄の記載について

- ①の事由は、できるだけ詳しく記載すること
- ②の建物の「所要面積」は、必要最小限の面積を記載すること。
- 増築の場合は増築後の全体の建築面積、所要面積を記載すること。
- 「土地利用の面積」は、農地以外の土地と一体で使用して事業を行う場合は、「他」などの欄に農地以外の面積を記入し、全体計画がわかるようにすること。

(5) 「5」欄の記載について

- 事業費の内訳と事業資金の内訳および借入先を記載すること。

(6) 「6」欄の記載について

- 農業用施設を建てた残地をどのように使用するかを記載すること。

3. お問い合わせ

【十日町市農業委員会 各事務所】

本局	〒948-8501	十日町市千歳町3丁目3	TEL 7 5 7 - 3 2 8 6
川西事務所（川西支所）	〒948-0192	十日町市水口沢12	TEL 7 6 8 - 4 9 5 4
中里事務所（中里支所）	〒949-8492	十日町市上山己2133	TEL 7 6 3 - 2 5 1 5
松代事務所（松代支所）	〒942-1592	十日町市松代3252-1	TEL 5 9 7 - 2 2 2 2
松之山事務所（松之山支所）	〒942-1492	十日町市松之山1597-2	TEL 5 9 6 - 3 1 3 2